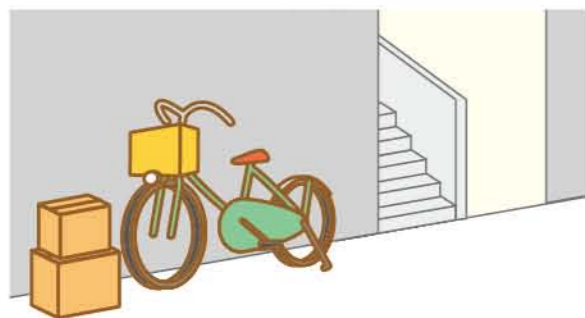


## 安全に避難するために

### 避難経路を確保しましょう

地震が発生した場合、揺れがおさまってから窓や玄関の戸を開け、避難経路の確保をします。また、災害時には隣近所との助け合いが重要です。手分けして同じフロアの人の方を確保するとともに、ドアの損壊により、部屋やエレベーターに閉じ込められている人がいないか確認しましょう。

- いざというときに安全に避難できるよう、通路や非常階段には通行の妨げとなる物を置かないようにしましょう。



- ベランダの避難ハッチや隣戸との隔て板の周囲に、物を置かないようにしましょう。



## ライフラインの停止への備え

電気・ガス・水道・下水道といったライフラインが停止した場合、照明・空調・水道・トイレ・風呂などが使えなくなります。特に高層階では、エレベーターが復旧するまで、移動や物資の運搬を階段に頼らざるを得ません。被災後の日常生活を想定し、普段から水や食料、簡易トイレなどを備蓄しておきましょう。



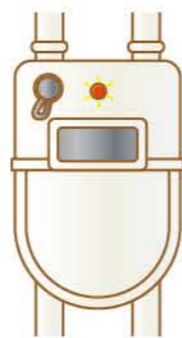
### ●ライフラインの安全が確認されるまで

停電から回復し、通電した際に火災を引き起こす通電火災等を防止するため、電気はブレーカーを落とし、ガスと水道は元栓を閉め、安全が確認されるまで使用を控えます。



### ●ガスのマイコンメーターの復帰方法

ガスが止まって、ガスメーターの赤ランプが点滅した状態でガスもれなどの異常がない場合は、復帰してガスが使えるようになります。復帰作業は、全てのガス器具を止めてから行います。あらかじめマイコンメーターの設置場所を確認しておきましょう。



## 防災設備の再確認

- 消火器の設置場所と使用期限を確認しておきましょう。



- 管理者は、スプリンクラーや避難はしごといった設備も点検しましょう。また、災害時の停電によって、オートロックドアや機械式駐車場が機能なくなるため、作動方法や設備会社の連絡先を確認しておきましょう。



# 新座市の防災対策

新座市は、あらゆる災害に対して対処できるよう様々な制度があります。事前に自宅近くの街角消火器や災害用指定井戸、土のうステーション等の場所を確認しておき、いざという時に活用できるようにしておきましょう。

また、被災者に対する支援制度についても、事前に確認しておきましょう。

## 新座市の備え

### 災害時相互応援協定

大規模な災害が発生したとき、近隣市及び遠隔地の自治体と相互に協力し、被災者の救援などに万全を期するとともに自治体間の応援対策を円滑に遂行するため、市では次の自治体と災害時相互応援協定を締結しています。

朝霞市、志木市、和光市／所沢市、東京都東久留米市、東京都清瀬市、東京都東村山市／栃木県那須塩原市、新潟県十日町市／茨城県日立市、栃木県小山市、愛知県豊川市、愛知県安城市、愛知県西尾市／埼玉県／東京都練馬区／東京都西東京市、埼玉県相互応援(県下全市町村)

また、各種防災関連団体と災害時における応援活動及び情報提供に関する覚書を締結しています。

### 街角消火器設置

火災発生時の初期消火に役立たせるため、市内全域の道路や住宅のブロック塀やフェンス、ゴミ置き場やカーブミラー等に街角消火器が設置されています。身近な設置場所を確認しておきましょう。



### 災害情報発信

防災行政無線、市ホームページ、市公式SNS(LINE、X、フェイスブック)、Lアラート(テレビのデータ放送)、エリアメールで、災害や避難に関する情報を発信します。

災害時には複数の手段を用いて、情報取得に努めてください。  
※防災行政無線の放送が聞き取れなかった場合、フリーダイヤル(0120-862-399)で聞き直すことができます。



詳しくはこちら

### 消防団の活動

消防団は、市役所内の消防団本部、本部分団をはじめ、防災ブロックごとに8分団が配置されています。団員187名(令和7年10月1日現在)が災害に備えています。



### 新座市ハザードマップ

市では、災害発生時に住民が適切な避難行動をとれるよう、避難場所、避難経路等を住民にあらかじめ周知するため、洪水・土砂災害ハザードマップ、内水ハザードマップ、地震ハザードマップを作成しております。日頃から、災害時の避難場所を確認しておきましょう。



ハザードマップや災害リスクの確認はこちら